

従業員各位

社達 2024-1号
令和6年4月1日
共立輸送グループ
代表取締役社長 高畑幸司

当社安全管理方針について

この度、取締役会にて、「運輸安全一括法」を準拠するにあたり、安全管理方針並びに目標を以下の通り決定したので、全従業員においては、この方針に基づいて、最善の努力を尽くし、業務の遂行を図るよう要望する。

記

1. 運輸の安全に関する基本的な方針

私たちは、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させ、安全マネジメントを確実に実施し、一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。

2. 輸送の安全に関する目標の設定

	目標
・ 自動車事故報告規則第二条に規定された事故	重大事故 ゼロ
・ 上記以外の交通に関する事故に該当する事故	他の交通事故 ▲50%
・ 輸送上で貨物・施設・設備に関して損傷を与えた事故	輸送品質事故 ▲50%
対象期間 令和5年度実績（R05/4/1～R06/3/31）と令和6年度実績（R06/4/1～R07/3/31）を比較する	
・ 輸送の安全に関する投資額	今期 5,500万円

3. 遵守事項

- 走行は、法定速度を遵守すること！
- 酒気帯び運転等は、絶対にしないこと！
- 弱者保護に努め、護ることを優先すること！
- 環境に優しい経済運転を心がけること！

以上のほか、細目については服務規程・就業規則等に準じ、ベストをつくすよう。

以上